

「市民病院跡地利用のあり方懇話会」 委員を募集

現市民病院が平成 26 年春に移転することに伴い、市では移転後の跡地利用方針のあり方について、市民や専門家などから幅広い意見を聞くことを目的に「市民病院跡地利用のあり方懇話会」を開催。意見をいただく委員を募集します。

【期間】 9月～来年3月まで（4回程度開催予定）

【対象】 18 歳以上の市民

【定員】 2 人（多数の場合抽選）

【応募方法】 住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号、志望理由を郵送か電子メール(plan@post.city.maizuru.kyoto.jp) で企画政策課へ。8月16日（金）必着

▶詳しくは、企画政策課（☎66・1042）へ。

業務用はかりの定期検査

取り引きや証明に使う業務用はかりは、2年に1回、定期検査を受ける必要があります。対象のはかりがある場合は次のとおり受検を。

【東地区】 8月20日（火）～22日（木）10時～16時、東体育館

【西地区】 8月26日（月）～28日（水）10時～15時、文化公園体育館

▶詳しくは、観光商業課（☎66・1024）へ。

インターネットで市有地を売却

ヤフー(株)のインターネット公有財産売却システムにより財産を売却します。

【土地の種類】

①宅地…市内字朝来中小字八田 170 番 38、313.75 平方[㎡]

②宅地…市内市場小字市場 288 番 1、952.44 平方[㎡]

③宅地…市内字森小字峠 39 番 5 他 4 筆、492.15 平方[㎡]

【申込期間】 8月7日（水）14時まで

【入札期間】 8月21日（水）13時～28日（水）13時

【入札方式】 入札可能回数は1回のみ

【申し込み方法】 市ホームページかヤフー(株)の官公庁オークションのページで。

▶詳しくは、管財契約課（☎66・1045）へ。

住基カード 有効期限の確認を

住民基本台帳カード(住基カード)の有効期限は10年間。引き続き住基カードの利用を希望される場合、有効期限の3か月前から新しい住基カードの申請ができます。

【申請に必要なもの】

①現在お持ちの住基カード

②写真1枚(写真入りのカードを希望する場合のみ)

※縦4.5^{センチ}×横3.5^{センチ}、正面・無帽・無背景・肩口まで写り、申請日から6か月以内に撮影されたもの

③手数料500円

④印鑑

⑤申請者本人によって設定された暗証番号か本人確認書類

▶詳しくは、市民課（☎66・1001）か西支所市民・年金係（☎77・2252）へ。

市の施設 温室効果ガス 8.1^{トン}削減

市では、地球温暖化の防止に向けて「第2期舞鶴市地球温暖化対策推進実行計画」に基づき、市の施設から排出する温室効果ガス(二酸化炭素やメタンなど)の削減に取り組んでいます。

平成24年度は、節電の取り組みによる電気使用量の減少や清掃事務所でのごみ処理量の減少により、基準年度(平成19年度)と比べ8.1^{トン}(約1,764^{トン}=二酸化炭素換算。約349世帯の家庭からの年間排出量に相当)の削減が達成できました。今年度も、引き続き節電対策など積極的に取り組みを進めます。

▶詳しくは、生活環境課（☎66・1005）へ。

市職員の給与を減額

国においては、厳しい財政状況や東日本大震災に対処する必要性から、国家公務員の給与減額とともに、全国の自治体に配分する地方交付税の一部を削減することとされました。本市の場合、1億9900万円の地方交付税が削減されます。

本市では、市民サービスに低下を来すことがあってはならないことを第一に考え、来年3月までの9か月間、市職員の給与を平均7.59%減額することにいたしました。給与減額の総額は、地方交付税の削減分に相当する1億9500万円となる見込みです。

市長、副市長などの報酬は、10%減額を継続しています。

給与減額の平均…7.59%

給与減額の期間…7月から来年3月までの9か月間

給与減額の総額…1億9500万円

▶詳しくは、職員課（☎66・1043）へ。

現況届の提出を (児童扶養手当・特別児童扶養手当・ 障害児福祉手当・特別障害者手当)

児童扶養手当など各種手当を受けている人は、受給資格や所得状況などを報告する現況届(対象者には送付します)の提出が必要です。**提出がない場合は、8月分以降の手当が受けられなくなります。**期間内の提出をお願いします。各種手当と提出期間などは次のとおり。

※現況届を提出せずに2年を経過すると資格が消失します。

《児童扶養手当》

【提出期間】 8月1日(木)～9日2日(月)

【対象者】 父母の離婚などにより父または母と生計をとともにできないか、父または母の身体などに一定の障害がある家庭の児童の父または母(父母に代わって児童を養育している人を含む)

▶詳しくは、子ども支援課（☎66・1094、FAX 62・7957）か西支所保健福祉係（☎77・2253、FAX 77・1800）へ。

《特別児童扶養手当・障害児福祉手当》

【提出期間】 8月12日(月)～9月10日(火)

【対象者】

◇特別児童扶養手当…精神か身体に重度の障害がある児童を養育している父母(父母に代わって児童を養育している人を含む)

◇障害児福祉手当…精神か身体に重度の障害があり、常時、特別な在宅介護が必要な20歳未満の人

▶詳しくは、子ども支援課（☎66・1094、FAX 62・7957）か西支所保健福祉係（☎77・2253、FAX 77・1800）へ。

《特別障害者手当》

【提出期間】 8月12日(月)～9月10日(火)

【対象者】 精神か身体に重度の障害があり、常時、特別な在宅介護が必要な20歳以上の人

▶詳しくは、障害福祉課（☎66・1033、FAX 62・7957）か西支所保健福祉係（☎77・2253、FAX 77・1800）へ。

人権教育 DVD・ビデオを貸し出します

自治会やサークル、学習会などで活用していただくため、人権教育DVDなどを随時貸し出しています。

【貸出期間】 3日以内

【貸出本数】 1回に3本まで。視聴覚機器も貸し出し可

【利用料】 無料

【その他】 DVDの一覧は社会教育課に備え付け。市ホームページにも掲載

▶詳しくは、社会教育課（☎66・1073）へ。

文化公園 25[℃]プールの使用停止

設備故障のため、文化公園 25[℃]プールを当面の間、使用を停止します。

市民の皆さんにはご不便をお掛けし申し訳ありません。ご理解とご協力をお願いします。

なお、流水・幼児プール、ウォータースライダーは利用できます。

▶詳しくは、スポーツ振興課（☎66・1058）へ。

後期高齢者医療制度加入者の皆さんへ 健康診査を実施

生活習慣病予防のための健康診査を実施。

対象者には8月下旬に受診票を送付します。

【実施期間】 9月2日(月)～10月31日(木)(休診日を除く)

【受診場所】 市内の実施医療機関

【健診内容】 問診、身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査、心電図、診察

【対象】 75歳以上の後期高齢者医療制度加入者(昭和13年8月31日以前生まれ)か65歳以上で一定の障害認定を受けている人(人間ドックの申し込み者を除く)

【受診料】 無料

▶詳しくは、保険医療課（☎66・1075）へ。

介護用品の購入券を支給

市民税非課税世帯で、介護保険制度の要介護認定4からに該当する人を在宅で介護している場合に、介護用品の購入券を支給。対象者には8月上旬に申請書を送付します。

なお、今年4月以降、世帯構成や世帯員の市民税課税状況に変更があった場合は、高齢者支援課へ連絡を。購入券は9月上旬に送付予定。

【支給額】 年額40,000円分(8月1日と2月1日を基準日に20,000円分ずつ)

【対象用品】 紙おむつ、おむつカバー、尿とりパッド、パンツ型紙おむつ、使い捨て手袋、清拭剤の6品

【申請方法】 8月8日(木)～19日(月)までに同課へ。

▶詳しくは、高齢者支援課（☎66・1018）へ。

舞鶴市の面積が増加

舞鶴湾内の埋め立てに伴い、舞鶴市の面積が342.39平方^{キロメートル}になりました。埋め立てをした区域は佐波賀地区の道路用地で面積は1,793.78平方^{メートル}。

▶詳しくは、都市計画課（☎66・1048）へ。